

川路地区計画【企業エリア】かわじ土地管理組合内規

はじめに

私たちは、緑豊かな自然に囲まれた安らぎとうるおいのある快適な環境の中で企業の皆さんと、この地域が未来に向かって輝き続けることを願っています。

そのために、「かわじパートナーシップ宣言」を締結して参りたいと考えております。

組合内規は、あくまでも私たちが最も理想とする姿であります、企業の皆様方のご意見を尊重して参ります。

1. 建築物等の用途の制限

(1) 店舗等の面積は小規模に誘導する。

店舗等の面積は 400 m²、物販の面積は 200 m²までを目標とする。

(2) 留々女川からねぎや沢川の間の街区に立地する工場については、食品関連系とする。

2. 建築物の敷地に関する制限

(1) ねぎや沢川・観音沢川より北側の街区については、敷地の高さは敷地に接する道路の最高高さとする。

(2) 緑地等について盛土をする場合は、敷地の地盤面から 1.5m 以内とする。

3. 建築物等の高さの最高限度

建築物の高さ制限は、13mを基本とし、工作物の高さ制限は、15m を目標とする。

4. 屋根の形状

(1) 主要な部分とは、屋根全体の 75%以上を言う。

(2) 屋根勾配は、0.5/10 以上とする。

5. 建築物及び屋外広告物の色彩（屋根は対象外）

色彩の彩度の基準		建築物	広告物	
			看板面	支柱
彩度の限度	ベースとなる色彩	5	5	5
	外壁のアクセントとなる色彩	7	—	—
	文字等の色彩	—	8	—
有彩色の色数の限度		—	3 色	1 色

※上記、彩度の限度数値はマンセル値を示しています。

6. 屋外広告物の面積

屋外広告物に係る表示面積の基本的な考え方については、展望面積とする。

・展望面積とは、その方向から見える総面積を言う。

・視認面積とは、その場所から一度に見える面積を言う。

7. 緑地の保全に関する制限

緑化については、敷地全体の 25%程度を目標とする。